

平成28年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会会議録

会 議 名	平成28年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会 (足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)		
開催年月日	平成29年2月14日(火)		
開催場所	足立区勤労福祉会館 第1ホール		
開催時間	14時30分開会～16時30分閉会		
出欠状況	(1) 委員現在数 23名 (2) 出席委員数 16名 (3) 欠席委員数 7名		
出席者 (多数の場合は別紙 で対応)	諏訪徹会長	奥野英子委員	酒井雅男委員
	三浦勝之委員	加藤仁志委員	小久保兼保委員
	杉本浩司委員	小川勉委員	村上光夫委員(欠席)
	江黒由美子委員(欠席)	福岡靖介委員(欠席)	鈴木真理子委員(欠席)
	細井和男委員	奥田隆博委員(欠席)	湊耕一委員(欠席)
	白石正輝委員	せぬま剛委員	くぼた美幸委員
	浅子けい子委員	おぐら修平委員	和泉恭正委員(欠席)
	橋本弘委員	大高秀明委員	
	事務局	福祉部介護保険課介護保険係 福祉管理課、高齢福祉課、地域包括ケアシステム推進担当課、障がい福祉課、障がい援護担当課、障がい福祉センター、足立福祉事務所、衛生管理課、足立保健所保健予防課、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、絆づくり担当課、社会福祉協議会	
会議次第	別紙のとおり		
会議に付した議題	1 足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会 報告事項 (1) 地域密着型サービスを行う事業者の指定更新について 2 介護保険・障がい福祉専門部会 報告事項 (1) 特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について (2) 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について		

(諏訪部会長)

それでは、皆様、議事の進行をよろしく申し上げます。これから議事を始めます。

まずは、地域密着型サービスの運営に関する委員会として、資料1についての質疑応答をお受けし、その後、介護保険・障がい福祉専門部会として、資料2以降に入るということにします。

(「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開)

資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっています。

(諏訪部会長)

それでは、続きまして、専門部会に入っていきます。

資料2につきまして皆葉課長より、それから資料3については永井課長より、ご説明をお願いします。

(皆葉介護保険課長)

それでは引き続き、介護保険課長の皆葉が説明させていただきたいと思います。

資料2をごらんください。

特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募についてをご説明させていただきたいと思ます。

今回の公募は、これまでの土地持ち込みではなく、用地限定となっております。その理由といたしましては、国が打ち出しております一億総活躍社会に向けました介護離職ゼロの具体的な対策として、国有地を活用した特養の整備に国から協力していただけないかという申し入れがございまして、それに今回、区としてもこれに協力するということで公募をさせていただきます。

概要ですが、平成32年開設予定で、場所は東武線の五反野駅そばのサミットストアの裏側になります。ここは、国土交通省の職員寮があったところでございます。ここにつきましては、国から、平成29年度には解体をして更地にするということを聞いてございます。

敷地面積が1,535.85平米、建蔽率等は記載のとおりでございます。

定員ですが、特養で80床程度、形態はユニット型個室のみとなっております。また、老人短期入所施設、いわゆるショートステイですが、これにつきましても入所定員の1割以上ということで、これにつきましてもユニット型個室という公募になってございます。

今回、多床室の設置ができません。通常は全体の3割を多床室にするところでございますが、この理由につきまして説明いたします。

本来はユニット型個室が原則で、3割まで多床室が認められていますが、多床室が30床未満になりますと、これは先ほど出ておりました地域密着型となりまして、足立区民だけが使うということになります。

そうしますと、この指定の権限が地域密着型は足立区となりまして、ユニット型個室の部分については東京都が指定権限となります。ですから、同じ1つの建物、特養に、指定権限が東京都と足立区という異なった指定になってしまいます。これは現実的ではございませんし、このような例は現在ございません。

また、地域密着型の分、これは多床室の部分なんですけど、これにつきまして、足立区がそれでもやるという場合には、東京都からの補助金が出なくなります。というのは、地域密着型は足立区民だけが使うということで補助金が出なくなるということになってございます。

以上の2点から、今回の当該用地の面積が1,535.85平米ということで、最低必要な100ベッドを確保できませんので、今回は本当に残念なんですけど多床室の設置はできないことになりました。やむを得ずユニット型個室のみとなっております。

区といたしましても、なるべく料金の安い多床室を設置するということは、本当に思っております。今後は用地の選定も含めて検討してまいりますし、特別区長会を通じて国へ、やはり地域の実情に沿った、足立区のような低所得者の方が多いというところでは、少しでも安い多床室の設置につきまして、これから要望していきたいと思っております。

資料に戻りますが、条件といたしましては、二次避難所の指定、災害用備蓄倉庫及び地域交

流スペースの設置と子供の居場所づくりに協力するというを今回も条件とさせていただいております。

公募のスケジュールにつきましては、募集期間は3月1日から3月30日までの1カ月間。審査をしまして、補助内示が平成30年6月を予定しております。着工が平成30年10月から12月で、竣工が31年10月から12月、開設が平成32年1月から4月ぐらいを予定しております。

今回は国有地の活用ですので、土地の貸し付けにつきましては、10年間に限り5割の範囲内で減額がございます。これについては、今後、公募される事業者にとってもメリットなのかなと思っております。

私からの説明は以上でございます。

(諏訪部会長)

続きまして、ご説明をお願いします。

(永井絆づくり担当課長)

地域のちから推進部絆づくり担当課、永井でございます。

資料3に沿いまして、ご報告をさせていただきます。

足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況についてでございます。この孤立ゼロプロジェクト推進活動は、平成25年1月からスタートいたしました。町会・自治会に協力をお願いをし、町会・自治会のエリア内に住む70歳以上の単身高齢者の方、75歳以上の高齢者のみ世帯の方に対して、簡単なアンケートをとりながら、孤立状況にないかどうかの見守りをするというものでございます。

1の(1)をごらんいただきたいと思っております。丸4年たちました29年1月末現在、全町会436町会のうち430町会、98.62%で1回目の調査を着手していただくことができました。2回目以上の調査の終了も147団体ということで進んでいるところでございます。

436から430を引いた6団体がまだ未着手でございますが、このうち2団体につきましては既に実施の承諾をいただきました。また、2団体については自治会長との接触が非常に困難となっております。そのほかにつきましては、時期などの調整に入っているところでございます。

2をごらんいただきたいと思っております。町会・自治会による調査方法の結果、3万6,250世帯への調査方法を終えた段階で、孤立のおそれがあるという世帯が4,430世帯、13.43%に上ります。この孤立のおそれがある世帯、そして入院・不在、不同意の世帯を合計すると9,417世帯となります。

3をごらんいただきたいと思っております。この9,417世帯につきまして、25カ所の地域包括支援センターがそれぞれアセスメント調査に参りました。絆のあんしん協力員のボランティア、地域包括支援センターによる継続的な支援、そして介護保険サービスにつながった方もいらっしゃって、2,399世帯が孤立状態にあるところを何らかの支援につながったという数字でございます。

介護保険も1,000近く、982世帯と非常に高くなっています。訪問調査のときに、介護保険制度があるのは知っているけれども、自分たちが適用できるかわからない、あるいは中身について申し込み方法とかがわからないというような世帯も相当数あったと聞いております。

4ですが、調査をほぼ一巡した段階で、15%から20%の町会・自治会では、このような調査は自分たちもできる、自主的に何らかの活動ができるというような感触をいただいております。したがって、自発的に見守りや居場所づくりをやってくださる町会・自治会に対しまして、別の支援の方法を検討してまいりました。

それが、資料3の後についています、「わがまちの孤立ゼロプロジェクトの手引き」という資料でございます。

これは、町会・自治会に手挙げ式でお願いするものでございます。町会・自治会会館を使ったちょっとした居場所づくりですとか、日常的な挨拶から始まった声かけ活動、そして定期的な戸別訪問などを自主的にやってくださる町会・自治会に対しまして、例えば戸別訪問の際にお渡しいただくための啓発用のウエットティッシュとか、ばんそうこうなどをお配りしたり、あるいは訪問中の活動のための帽子ですとか名札のストラップなどをご提供するものでございます。

主に4月以降に実施するものでございますが、現在のところ町会・自治会に対しての私どもの説明の際、あるいは実施結果報告の際などに、こうした活動を今後やりますよというアナウンスをしているところでございます。今後の拡大を目指してまいります。

私からは以上でございます。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からのご質問やご意見をお願いします。

(奥野委員)

奥野です。ご説明ありがとうございました。

最初のご説明のところで、わからなかったのですけれども、資料3のところで、自治会長さんとの調整が困難、自治会長さんの賛同が得られないというように聞こえたのですけれども、それはなぜ賛同されないかということの説明をいただければと思います。

(永井絆づくり担当課長)

絆づくり担当課でございます。

436団体中6団体が、まだこの調査を未実施でございます。今、委員ご質問のところですが、区民事務所を經由して自治会長との接触を試みているのですが、2団体のマンション自治会で接触できませんでした。

自治会長さんは、各種会合にもご参加されることがほとんどなく、区民事務所もなかなか接触ができないということでしたので、私ども何度も訪問したり、お手紙を入れたりしているのですが、理由というまでもなく接触、お会いすることもできないという実態でございます。

(奥野委員)

ありがとうございます。そうしますと、そのようなマンションはコミュニティがほとんどないということになりますね。ありがとうございました。

(永井絆づくり担当課長)

明言はできませんが、マンションには管理組合は確実にございますので、管理組合としての機能は維持できていると思うのですが、管理組合とこの自治会が組織が別々になっているところが多いので、そうしたこともあろうかと思えます。

(諏訪部会長)

そのほかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(白石委員)

自民党の白石です。ちょっと喉をだめにしておりますので聞きにくいと思いますが、質問というよりは、資料2の国有地を活用した特養について、これは従来型が全くできなかったと。何とか言っているいろいろと努力していただいたんですが、結果的には従来型ができない、ユニット型だけを募集すると。

これが特養のベッド数がふえることは悪いことじゃないんですけれども、足立区全体の中の当然、計画の中にこの80が入っちゃうわけですよ。普通だと国民年金の人は絶対に入れないユニット型が足立区全体のベッド数の中にカウントされるということを考えると、ちょっと問題があるのかな、と思います。

今まで足立区も、東京都や国がただでやってあげるといって喜んでいろいろと飛びついたんですよね。結果的には、足立区に大きな負債、負担をかけるというようなものが幾つもあるわけですよ。ですから、その後のことを考えて、ただなら何でもいいと、国のものだから、都のものだから何でもいいという考え方は、これはやめてもらわないと将来の足立区にとってマイナスになると。

先ほどの説明の中で、国にも強く要請していくということを言っていましたから、まず国がこの土地どうですかと言われたときに、足立区全体の計画に本当に見合っているのかと、合っていない計画だったら、これは要らないとはっきり言うべきなんですね。そうしないと、結果的にはこういうことになっちゃう。このことについてどうなんですか。

(橋本委員)

福祉部長です。白石委員がおっしゃられたことを本当に肝に銘じて、これからもやっていかなきゃいけないかと。特に、皆葉課長も言ったように、低所得者が多い足立区ならではの政策展開というのは重視していかなきゃいけないだろうとは思っています。

ただ、一方で特別養護老人ホーム、入所施設においても、地域ができるだけ空白地域をなくしていきたいという思いもございまして、この地域はなかなかまとまった土地が出ないという状況がありまして、そこら辺のところ、両方のメリット、デメリットを判断して、今回は苦渋の選択をしたということでございます。

これから原則としては、従来型をさせていくということの方向性で進めていきたい、こうい

うふうに思っています。大変申しわけございません。

(諏訪部会長)

事実関係ですが、区の計画上、特養の整備についてはどういう方針を持っておられて、従来型で整備し切れるのでしたか。その辺が3割ぐらいなのかなと思っていたんですが。

(橋本委員)

今、第6期の計画を進めているところですがけれども、介護保険の事業計画の中で計画数値を掲げて、その期間に必要な特別養護老人ホームを整備していくということです。

原則今、国はユニット型で整備しなさいというのが原則ですので、従来型は3割までと。足立区の場合は3割を必ずつけていくんだという基本方針です。全部ユニット型にするというのは、現行の法制上は、法制というか、国の指導状況、実際は補助金でコントロールしているわけですので不可能な状況ですがけれども、それを可能にするように国には意見を上げていき、現時点ではその3割を可能な限り確保していくんだという政策展開でやっていきたい、こういうことになります。

(諏訪部会長)

先ほどのご指摘は、3割の部分が今回は確保できなかったということだったということです。

(浅子委員)

私はやっぱり特養が、この環境で新たにできていなかったもので、80床またできるということではよかったなというふうに単純に思ったんですがけれども、それで現在、この間、余り確認していないんですがけれども、特養ホームの待機者の現状というのは何人ぐらいになっているのか。そしてまた、法制度が変わりまして、その特養の入所対象が要介護3以上になりますよね。ただ、区長の特例ということで要介護2以下でも入所できますよという、そういう特例もあるわけですがけれども、待機者の中でその特例はどのぐらい実際今あるのか、教えていただきたいなと思います。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。今の待機者、待ちの方なんですが、現時点では大体2,200人程度です。それで特養入所、要介護1、2の方の特例入所につきましては、そういう必要性があれば、介護保険課に申請があります。ただ、現時点で今年度におきましては、1件もありません。

現在、要介護3から4、5の方が相当待つという状況でございますので、それにつきましてはその方たちを優先的にご案内していますので、そういう特例入所につきましては、ほとんどないというところでございます。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

待機者がまだ2,200人もいるということで、本当に多くの方がまだまだ待っている状況なんだなというふうに思いますと、やはり地域満遍なくという部長さんのお話がありましたけれども、本当に身近な自分の住んでいるところで暮らし続けたいという方が大変多いので、やはりまだまだ全体を見ると、やはりまだ特養がないような地域もあって、ぜひこの地域にもつくってほしいと私なんかと言われるんですがけれども、そういうところもなかなか区の土地がないというような問題が1つ大きいかなと思っているんですがけれども、やはり多床室を3割というのを目指しつつも、ぜひまだ待機者もこんなに多いのだから、特養ホームの増設というのはこれからも続けていってほしいと思います。

そして、とりわけ特養の、特養だけじゃないですがけれども、介護報酬が減らされて、前回の地域保健推進協議会か、そちらのほうでも事業者さんから、この間、小さなデイなどがやめたりしているところがありますというお話があったんですね。だから、やっぱり介護人材の確保も並行して強めていかなきゃならない。さっきの虐待の問題の中で、資格のない人がやっぱりかなり採用されていると、どのぐらい、ちょっと実態はわかりませんがけれども、何かそういうことも問題になっているのかどうかわかりませんがけれども、やっぱり介護職員をしっかりと処遇改善ということで、実際に東京都の、私たちもこの間質問しましたけれども、借り上げですか、家賃の。宿舍借り上げという制度を活用してということで提案をしましたけれども、それに漏れたところの事業所というお話があったんだけど、全体に漏れたところ、戸数じゃなくて、やっぱり全体の事業所の介護職員の処遇改善、本気になって考える時期に来ているんじゃないかと思うんですがけれども、来年度は何か新たに介護職員への処遇改善とか考えていないでしょうか、区としては。

(橋本委員)

介護職員宿舎借り上げ支援の状況について、介護保険課長から報告を受け、足立区の特別養護老人ホームで2カ所ほど東京都の制度の要望をしていて、2カ所とも採択されたということでありますので、その懸念はなくなったと思っています。

ただ、実際調べてみなきゃいけない部分もあるんですけども、介護職員寮を持っているところが対象になっているので、足立区が一番大きな施設の聖風会のある施設長に聞いたところ、聖風会でも介護職員の寮というものは持っていないということ、職員寮を持っていない状況の中だとそういう制度設計自体に対象にならないので、皆葉課長と区としても何らかの制度を考えなきゃいけないんじゃないかなと思っている、認識しているところです。

来年度はまだ予算の中で何かそういうものを計上しているというわけではないんですけども、早々にその施設系の職員、在宅系の職員についても、そういう側面については、これは委員会の中でも、厚生委員会でもそういうお話いただいていますので、検討していかなくちゃいけないものだと思っています。

(浅子委員)

本当に私も介護職をやっている若者を知っていますけれども、やはり非常に厳しいと。厳しい仕事の中で人間関係がさらによくないと、やはりやめてしまおうかというふうにつながってしまう。だから、そこをしっかりと処遇改善して、仕事への誇りというところまでいかないかもしれないけれども、まともな生活ができるような処遇改善は喫緊の課題だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、あと資料3ですけども、資料3の中でとりわけ私が気になるのは、1の孤立ゼロプロジェクトの(1)の米印のところですけども、調査後に休会した4団体を含むと、あと調査後に解散してしまった2団体があると。これは母体が町会・自治会なのに、そこが解散しちゃったと。そうすると、この孤立ゼロプロジェクトの活動を推進する母体がなくなってしまふ。それだけじゃなくて、これは高齢者の問題だけじゃなくて地域全体の問題にもなってしまうのかなと、町会がなくなっちゃうというのは。そういう点でこの解散してしまった町会に対して区はどのように、この孤立ゼロプロジェクトに対しての支援はもちろんですけども、町会がなくなった中で、その町をどのようにつくっていくとか、核を、まちづくりの中心になった母体を改めて再建していくとか、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

(諏訪部会長)

所管がこの部ではないとは思いますが、言うことがあれば。

(永井絆づくり担当課長)

町会・自治会支援は、地域調整課ですので、私どもは側面的なところでのみお答えさせていただきます。

休会した町会のほとんどが団地自治会です。これに対して、積極的な再建の支援はしないまでも、休会というところについては、また再開されることを望んでいるというところです。

また、その町会・自治会の範囲に住んでいらっしゃる住民の方に対しては、近隣の町会・自治会が加入を勧誘する場合があります。また、私どもの調査については、近隣の町会に調査を引き続きお願いしたり、あるいは民生委員さんなどに入っていたとすることで、休会したり解散した町会は空白でもサービスが至らないということでは決してございません。

いずれにしても、町会は、加入率が54%と下がっているところでございますが、その活性化については区を挙げて支援していくというところでございます。

(諏訪部会長)

そのほかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(おぐら委員)

区議会のおぐらです。

主に2点質問があります。1点目は資料2ページのところの、特養ホームの運営事業者の公募についての、公募概要の二次避難所の話で、災害用備蓄倉庫の設置に関連してのところと、もう1点はその次の(3)の地域交流スペースを設置し、子供の居場所づくり等の区の施策に協力を求めるということです。

まず、この災害用備蓄の倉庫の設置及び避難場所の指定ということで協定を締結するのですが、非常に重要だと思っています。その協定内容、具体的にはどのような内容なのかということ

と、あと、いざこの協定を締結しても、やはり事業者側がふだんから訓練をしないと、いざというときには機能しなくなるわけで、そうしたふだんからのこの受け入れとか訓練体制はどういうふうになっていくのかという点について、まずこちらからお願いします。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。二次避難所の指定・災害用備蓄倉庫の設置ということでございますが、協定の内容ですが、まだこの時点では面積、確保する備蓄のスペースとしての面積、受け入れの人数等々が、この時点ではわかりませんので、実際に公募するときの図面等々でその内容がはっきりいたします。その内容を1つの判断する材料として、委員の方に判断してもらっております。

ここの協定の締結の詳しい内容というのは、災害対策課が実際には決まった法人と詰めて行っている状況でございます。

(諏訪部会長)

いかがですか。

(おぐら委員)

では、災害対策課に確認します。

もう1点の地域スペースの交流を設置ということで、またちょっと今までと違った新たな試みで、非常に興味深いものだなと注目をしています。

ここの文言で、まず1つ聞きたいのが、子供の居場所づくり等の区の施策に協力を求めるということは、逆にとれば、もしかしたらこの事業所が、こんなことをやっている場所を提供するスペースの余裕も協力する余裕もありません、足立区さん無理ですよとなってしまうと、結局はその事業者のほうで、結果、こういう要件を結んでもできないものなのかどうか。あとは、子供の居場所づくりということでの区の施策ということですが、具体的には今、区でも子供食堂をやっていたりだとか、あとは、例えばあそこを子供たちの居場所づくりにだとか、あとはフリースペース的なものだとか、地域のショップであったりとか実施していますけれども、これまた、具体的にはどのようなものをイメージしているのかとか、あと、この交流スペースも、せっかく設置しても本当に小さなものだと全然生かされないの、具体的に広さとか担保されているものなのか、また、その運営主体はどういうふうになっていくのか、その具体的な点についてお願いをいたします。

(皆葉介護保険課長)

地域交流スペースの具体的な平米というのは、基本的にはあらわしておりません。先ほど申したように、その公募の審査の時点で、やはりある程度スペースがあるほうが有利ということになっておりますので、具体的な平米はうたっておりません。

また、子供の居場所づくり等について、この辺も区に協力ということで、強制力はないんですけれども、これにつきましては、実際に特養ができ上がった段階で、これに関連する所管と、その場所に、そこが本当に適当なのかを含めて、担当所管と一緒にその辺の協議をしていきたいと思っております。

実際に子供の居場所づくり、学習支援では、花畑地区の特養がやっています。

(諏訪部会長)

これは公募するのは国になるわけですか、区がやるわけですか。

(皆葉介護保険課長)

足立区が公募しまして、最終的に東京都が補助金の審査をすることになります。

(諏訪部会長)

応募要項は足立区がつくると。

(皆葉介護保険課長)

そうです。足立区がつくります。

(諏訪部会長)

その中に二次避難所として区と協定を締結し、指定を受ける。災害用備蓄を設置するといったようなことは、要件として書くわけなんですね。

(皆葉介護保険課長)

要件として書いてございます。

(諏訪部会長)

その詳細については、プレゼンテーションを見て判断するということになるという流れでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

大体、今までの経験ですと、そのポイントは結構大きいポイントになってくると思ってございます。

(諏訪部会長)

ということだそうです。よろしいですか。

そのほかございますか。

どうぞ。

(小川委員)

協議会の小川です。きょうの直接のテーマではないのかもしれないですけども、今お話を伺っていて、処遇の改善のお話、それから素人の方とか虐待、あと居場所づくりというお話が出ていたので、これらのことからちょっと延長線になるのかなと思うんですけども、足立区の中で総合事業が10月から始まって、通所のかわりになるような部分でこういった居場所づくりのサロンというのが社協の方を中心にすごく活発化されてきていると。今後もこれをどんどん広げていこうよという流れになっているんだと思うんですけども、基本的にサロンでお手伝いされている方というのは、介護のプロフェッショナルではなくて、地域の方たちが支え合いの中で進めているということだと思うんです。

その事業に絡めていくと、通所とは別に訪問介護、在宅のヘルパーについてのサービスという、これから総合事業の中で考えていかなければいけないところと、緩和したサービスというのをつくるかつくらないかは別ですけども、仮に足立区として緩和サービス、ホームヘルパーのかわりになるようなものをつくっていかうと、セミプロみたいなものをつくっていかうというところで、まずはさっき言ったような未経験の素人の方を、何らかの研修で簡単なサービスを提供できるようにしようという流れになる可能性もあるのかなというふうに思っていますが、先ほどの人が足りなくて素人に近い方を利用することによって活躍してもらおうことが、マイナスの部分でいくと虐待につながっているというお話もありましたけれども、サロンとか大勢の方の目につくところであれば、そういったものもある程度抑制される部分もあるかと思うんですけども、在宅で、例えばヘルパーじゃないですけども、サービスを提供する人がひとりで行くとかとなった場合には、虐待が非常に発見しにくく、そのあたりで、ただサービス自体はつくらなきゃいけないし、需要も出てくるだろう。でも、人手がないとなると、やっぱり誰でもということではないですけども、比較的やりたいと思っているとか、やれる、やりたいと思っている人にはどんどん活躍の場をというふうになってくると、それが虐待の温床になる可能性もあるかと。

そのためには、やはり研修ということですか、研修をしっかりとやって、最低限のレベルの認識というか、知識をつけていただいた上で、利用者の方の在宅に入っていくということが必要になると思うんですが、恐らくそこに関してはこれから議論されていくんだと思うんですけども、そのあたりの研修の重要性というのは、通所のデイとかサロンという以上に在宅に入られる方に必要だと思いますので、そこをできればこれから策定していくところで考慮していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

(諏訪部会長)

ご意見というところですかね。何かございますか。

はい、どうぞ。

(杉本委員)

杉本です。隣の北区では、もう既に緩和サービスを持っていますが、私は北区の訪問介護の責任者の会で、この顧問をしているんですが、北区の行政と協力をしながら緩和サービス、今、小川委員がおっしゃられたような研修をしていただいて、責任者研修まではいかないけれども、数十時間、五、六十時間ぐらい、また、この研修を新たにカリキュラムをつくってやり出そうということで、今ちょうど申し込みが今度の2月末ぐらいで終わると思うんですが、非常に少ない。やりたいという方が非常に少ないです。

さらに、そこも足立区と同じような問題が起きてくるかと思いますが、要支援1、2の方の緩和サービスをする際に、現状の登録ヘルパーの方々に支払っている給料は出せないとなると、事業者はみんな断る。北区でもそれが非常に問題になっていて、北区でどうしていこうかと。

実際に、その研修を、ある程度の時間数の研修を受けた人にやってもらおうとしたときに、

その給料が安いんですね。60時間を受けても70時間受けても、人が集まらないんじゃないかというのが非常に、もう既に周りの区でそういう問題が起きていますので、ぜひ北区の例をうまく使いながら、足立区の高齢者のサービスをつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(諏訪部会長)

総合事業のそのあたりの要件の検討は、今後どういうスケジュールで動いていくんでしょうか。

(江連地域包括ケアシステム推進担当課長)

地域包括ケアシステム推進担当課長でございます。

28年10月から足立区は始まりまして、次の機会とすると30年4月という、第7期のほうになってくるんですが、やはり第7期の介護保険の法改正がどのタイミングで出てくるかということも踏まえていくのかなとは思っているんですが、いずれにしても足立区はまだヘルパーの同等のサービスしか入れておりませんので、その検討はそのタイミングにはしなければいけないかなと考えております。

その質の担保部分と、密室での事故という部分に関しましては、やはり管理体制が必要なかと。それをやるためには、委員がおっしゃったとおり賃金の部分がやはり安い。ほかの区だと200単位とか250単位とか、そういったところでやっていくと、賃金プラスアルファが、本当に実入りの部分がほとんど出てこなくなってしまうので、そういったところはその事業者さんと膝を合わせていろいろ検討しながら制度体系をしていく、単価の体系をつくっていくという需要が出てくるかなと思っておりますので、しっかりとほかの区の現状も踏まえた上で、やっても参加者がいなかったら結局何もならないのと同じで、やり直しになってしまうと思いますので、その辺の実情の部分をお勧めしたいかなと考えております。

(諏訪部会長)

その他ございますでしょうか。

どうぞ。

(細井委員)

在宅サービスセンターの細井でございます。

今そういう話して、訪問介護のお話があったものですから、情報提供というところで通所型のサービスについてですね。実は私自身が東京都の東社協のほうの役員をやっている関係がございまして、27年度の4月から先行的に総合事業を始めた自治体、ちょうど実は回っております。そのこの所管の担当課の方ともお話をさせていただいて、また、なおかつ実際現場でやっているところも見に行っております。

大半が足立区と同じような形で、それは移行されてやっているところ、それから本当に昔から独自で展開をされているところ、それから、あと、それこそ独自の緩和をしてやったところ、幾つかさまざまなところがあったわけですが、その中で実は1つの事業所さんとお話をさせていただいたときに、よく緩和した基準、要するに事業者側からすると、例えばご利用さんが5人について1名の介護職員、あるいは生活相談員が1名とか、あるいは1人当たり3平米という基準とかございますね。

これを例えば、通所型のサービス、総合新事業の1号の、これで緩和して行うときに、例えば従来型のもうちょっと残っている介護給付の国基準がございますね。これを一体的にやったら全然意味がないんですね。結局、国基準に合わせないといけないので、緩和を受けてもそれがかなわない。じゃ、それをどういうふうにして緩和した基準のやつをやるんですかと、その事業者の方に聞いたんですね。今まで週5日間やっていた。それを6日間にして、その6日目のところにそういう基準を合わせて、その1日だけやるというところがありました。

それから、あともう一つの事業所さんについては、うちはもう週6日やって、これ以上やることもできないし、その利用面積ですか、これ自体も今の利用定員の30名ぎりぎりいっぱいとなっているので、別の場所にその緩和された基準のサービスをやるという場所もないんで、うちはもうできません。せっかく行政のほうから基準を緩和した形のものを示されたんだけど、うちでもそういうやるスペースがないとできませんという話です。

そういった話をよく聞きました。実際、そのこの自治体、実は始まってまだ半年ぐらいで行ったものですから、それでもそういった基準の緩和されたものに対して、事業者さんが手を挙げたというのは3つか4つぐらいしかないということでした。その区市町村については、大体、足立区と同じ規模のところでは、

(諏訪部会長)

なかなか難しいというところですね、実際の進捗は。
そのほかございますでしょうか。

もしなければ、本日の案件は全て終了したということで、全体を通してほかに特になければ、これで議事を終了したいと思いますがいかがでしょうか。

(白石委員)

最後。つい最近、高齢者のグループホームの募集があって事業者が決定したということを知っているんですが、何カ所募集して何事業者、幾つの事業者が応募したんですか。

(諏訪部会長)

はい、どうぞ。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。4事業所が応募がありまして、2事業者が決定しました。

(白石委員)

この2カ所を決めるのに、担当者が大変困ったと。何のために困ったかということ、点数がほとんど全員が横並びになっちゃったと。ということは、下のほうの点数で横並びじゃなくて、結構、非常にいいほうの点数で横並びになったということで、選ぶのに大変苦労しましたよという話を内々に聞いているわけです。

今、介護職員の数だって足りない。保育所もそうですけれども、保育士も足りない。そういう中で、介護士をしっかりと確保する話をつけて、せっかく手を挙げたのに、今回は2業者しか募集していないんだから、2つしかここからとりませんよということで、これから例えば1年後、2年後に募集したときに、同じような優秀な事業者が手を挙げるか。こういうことを考えたとき、少なくとも今、グループホームだって足りないわけですから、前倒しに決定してもいいんじゃないのかなど。

保育園も同じです。区長が平成30年までには待機児ゼロにするとか、今の計画では絶対にゼロにならない。そういう意味では、前倒しで決めていくだけの考えがないと、区長がいろいろと言っていることが現実には実現できない。

こういう中で、私は足立区にとって決してプラスにならないというふうに思いますが、保育園のことはいいですよ、担当者がいませんから。高齢者のグループホームについては、どういうお考えですか。私が聞いているうちでは、ほとんどみんな高点で横に並んじったということです。

(橋本委員)

福祉部長の橋本です。きょう、認知症グループホームのその審査会は私も審査員としてやっていたので、委員ご案内のお話、どこで漏れちゃったんだろうなと思っているんですけども、実際そういうふうな状況というのはあったと思います。

計画の中に、実は2施設という、はっきりと明確に第6期の計画の中に計上してあったので、計画というのはそれに基づいて介護保険料を決めていること。ただ、そんなに大きな影響があるわけではないですけども、その2施設で決めていたんで、そのお約束という意味で2施設しか選択できなかったという結果になっています。

一方、特別養護老人ホームの計画数字を見ると、第6期の計画が150から300という幅を持たせた数字になっている。それは、委員がおっしゃられたみたいに、いいものが来たら結構多目のものでいこうじゃないか、余りよくなかったら150でいこうじゃないか、あるいは、待機者の状況が非常にタイトな状況になってきているということであれば300いって、それでもそれでもないということであれば150で、そういうふうな後々の判断が留保できるような計画の仕方、第6期は初めてそういうふうになりました。

認知症グループホームについての第7期の決め方についても、今、委員がおっしゃられたことを参考に、例えば2施設から4施設というふうな決め方をしていれば、今のようないつもの1つの回答になるのかなどと思っていますので、また第7期を決めるときに、こういうことを含めてご審議していただければと思っております。

(白石委員)

今の役所の決め方としては、2つと決めちゃったんだから、まさか介護保険課長と福祉部長で4ついいですよと言うわけにはいかないのかもしれないがね。当然これはわかるんですよ。わかるけれども、今回みたいに非常にいい事業者が手を挙げたのにお断りをした。結局、2業者は断ったわけです。では、この次に募集したときに、この2業者が足立区で手を挙げて

くれるんですか。ほかの区に行っちゃうかもしれないわけ。そうなったときに、足立区はみんな大変不便をする。そういうことを考えたときに、私は今、福祉部長が言うように、ある程度募集に幅がとれるような計画にしておくべきだというふうに思います。

もちろん、これを介護保険計画を立てるときに、来年度も私は多分残ると思いますので、そういうようなことを言わせていただきますけれども、まず役所のほうでそうした考え方を持ってくれないと、最初に出てきた資料の中に数字が載っていますから、最初に出てきた資料の中に。そういう意味で、幅のとれるような数値にさせていただければありがたいと思います。

(諏訪部会長)

そのほかございますでしょうか。

もしございませんようでしたら、ありがとうございます。

これで議事を終了したいと思います。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。